

新四国借款団の結成と日本の新聞

久保田裕次

はじめに

本稿の目的は、新四国借款団（以下、新借款団とする）の結成に関する日本の新聞の論調を検討することにある。

新借款団の結成過程で特に問題となったのは、日本が新借款団の事業範囲から滿蒙や滿蒙の諸權益を除外するよう要求し、それに対し、英米（特にアメリカ）が、「新外交」理念に基づく勢力範囲の否定という立場から反対したことであつた。周知の通り、新借款団に関しては数多くの研究があるが⁽¹⁾、その結成過程における日本の世論に注目した研究は、管見の限り見当たらない。

結成交渉が長期化の様相を呈していた一九一九年一月、珍田捨巳駐英大使は滿蒙除外が国民のスローガンとなつているとイギリス外務省に伝えており、イギリス外務省は日本の滿蒙除外要求の背景に日本陸軍だけではない、国民の根強い主張があると認識していた⁽²⁾。新借款団の結成過程において、日本の世論が無視し得ない存在であつたことを示唆する。こうしたイギリス側の認識や日本側の情報伝達が実態を反映したものであつたのかはと

もかく、日本の世論の動向は新借款団の結成過程や日本側の満蒙問題への対応を考えるうえで、重要な題材となるものと考えらる。

新借款団に関する国内世論を考えるために、本稿では世論を代表するメディアの一つである新聞を取り上げる。中国問題と日本の新聞との関係は、古くから検討の対象となってきたが、近年、研究が進展している分野であり、新借款団の結成と比較的近い時期の出来事に限定してみても数多くの研究がある⁽³⁾。新借款団の結成と関わる問題として、パリ講和会議やワシントン会議があり、特に新借款団の結成交渉と同時期に開催されていたパリ講和会議に対する日本の世論を分析した研究は重要である⁽⁴⁾。岡義武は、日本の関心が世界平和の実現のための新理念よりも、国益の追及にあったと先駆的に述べた⁽⁵⁾。これを深める形で、「ヴェルサイユ・ワシントン体制」下での英米協調路線をとる日本外交とそれへの不信感が共存していたとする評価もある⁽⁶⁾。これらの研究が言及してきた国際協調と満蒙権益の擁護との関係には注意する必要がある。

本稿は、発行部数が多く、中国問題に関する論説が豊富な、『大阪朝日新聞』、『大阪毎日新聞』、『国民新聞』⁽⁷⁾、『時事新報』、『東京朝日新聞』⁽⁸⁾、『東京日日新聞』⁽⁹⁾、『報知新聞』⁽¹⁰⁾の記事を検討の対象とする⁽¹¹⁾。新借款団が結成された前年の一九一九年における東京の有力紙では、『時事新報』、『東京日日新聞』、『報知新聞』、『東京朝日新聞』、『国民新聞』、『読売新聞』が購読新聞比率の上位であった⁽¹²⁾。今回は、東京での発行部数でも上位であったこれらの新聞に加えて、大阪の有力紙を取り上げる。

以上を踏まえ、①各紙が新借款団の結成問題をどのように報じたのか、②各紙の論調は新借款団の結成交渉とどのような関係にあったのかを具体的に見ていく。

一 アメリカ銀行団の「復帰」と実業借款の包含問題

まずは、辛亥革命後から第一次世界大戦期までのアメリカと国際借款団との関係を簡単に確認しておきたい。辛亥革命の結果、中国政府に対する行政借款の一手供与を目的とする六国借款団（日英仏米独露）が結成された（一九二二年六月）¹³。しかし、その過程において、日露が六国借款団の事業範囲から滿蒙利権を除外することを求め、英仏独米の金融機関は滿蒙利権に関する見解を表明する立場にはないという内容の文章が借款団会議の議事録に記載されたため、アメリカ資本が国際借款団を通じて滿蒙利権を獲得できる可能性は低下した¹⁴。その後、アメリカでタフト政権からウィルソン政権へと交代したため、アメリカ銀行団は六国借款団から脱退した（一三三年三月）¹⁵。一方で、脱退したアメリカ銀行団は六国借款団に関する規約（「六国団規約」）を妨害するような借款を行わないことを関係各国に伝えた¹⁶。

国際借款団と一定の距離をとったアメリカにとって、第一次世界大戦は転機となった。第一次世界大戦の勃発後、日本政府による段祺瑞政権への多額の政治借款（西原借款）が供与されるなか、アメリカ側は単独での対中国借款の供与を試み¹⁷、実際に契約の締結に至るものもあった。こうした国際借款団の枠組みによらないアメリカによる単独借款を受け、既存の国際借款団に参加していた日英側でもアメリカの「復帰」を企図する動きが活発化する。日本側では対米協調のもとでの対中国政策の展開や日米の資本協力、イギリス側では国際借款団の存在意義の維持と日本に対する牽制という思惑が存在していた¹⁸。アメリカ銀行団の「復帰」という国際環境は整いつつあったのである。

寺内正毅内閣期の一八年五月から七月にかけて、日本外務省はアメリカの動向に関する情報収集を精力的に行つた⁽¹⁹⁾。七月に入ると、アメリカの「復帰」に関する新聞記事が頻繁に登場するようになる。『大阪毎日新聞』は、「対支投資 米国官民の協議」（大毎一八・七・一夕）という見出しで、「米国が再び諸外国の財団と共に支那の内債に関係することにつき協議」したと伝えた。さらに、『東京日日新聞』の「米国の対支貸付 財団復帰協議」という記事では、ワシントン外電をもとに「米国が諸外国の資本団と共に再び支那の内債に関係すべき件」が相談されたこと、北京特電をもとに段祺瑞國務総理がアメリカによる中国の産業開発への投資をラインシユ (Paul Samuel Reinsch) 駐華アメリカ大使に希望したことが報じられた（東日一八・七・一）。そのワシントン外電に関する記事には、「六月二七日ロイター電」との記載があり、海外通信社の報道が情報源であった。記事の内容が類似しているため、さきの『大阪毎日新聞』の記事も『東京日日新聞』と同様、ロイター電が情報源であったのであろう。このように、七月には、国際借款団への「復帰」に関するアメリカ官民の動向が報道された。

事態が大きく動いたのは、七月下旬であった。石井菊次郎駐米大使がアメリカ側の意向について、「新タニ英仏日米団体ヲ組織スル」⁽²⁰⁾と外務省本省に伝えた七月二三日、各紙は一斉にアメリカの「復帰」を報じた（大朝一八・七・二三⁽²¹⁾、時事七・二三⁽²²⁾、国民七・二三⁽²³⁾、東朝七・二三、東日七・二三、報知七・二四）。特に、『国民新聞』は、「支那の財政問題を処理する上に、最も好都合たる」⁽²⁴⁾と好意的であった。ただし、新借款団の結成にはいずれの新聞も明確に言及していない。

「復帰」と同時に、実業借款の国際借款団への包含（国際借款団による事業範囲化）という意図がアメリカ側にあることも報道された（大毎一八・七・二四、東朝七・二四⁽²⁵⁾、報知七・二四）。この問題については、すでに六国借款団で議論されていたが、国内に反対意見を抱えていた英仏による反対で頓挫し、六国借款団は行政借款の

みを事業範圍とすることになったという経緯があつた。この時、日本側は包含に賛成したが、今回は、國際借款団による對中国借款の独占を危惧し、実業借款の包含に反対の立場であつた⁽²⁶⁾。この背景には、イギリス側が今回も反対するであろうという予測もあつた⁽²⁷⁾。

この問題に關し、『東京日日新聞』は次のように論じた⁽²⁸⁾。

今日の場合米国の復歸なくとも、支那の求むるところの資金は我国一手にて之を引受ること容易にして、一手引受は我国に取りて寧ろ利益なれば、此際米国の復歸を求むるの要なきも、復歸のこと拒む能はずとすれば、其条件は当然我国に有利ならざる可らず。「中略」我国は既得の利益さへ放棄せざる可からざるが如し。又借款団は政治借款を目的として成立するものなるに、一切の經濟借款までも借款団にて取扱ふ事となるに於ては、我国特殊の經濟的利害關係を借款団に蹂躪さるゝことなしとせざるなり。「中略」米国の復歸によりて我が国が多額の犠牲を払ふが如きことは、洵に堪へ難きところなれば、其条件につきては当局者慎重の注意を払はれんことを望む

日本は巨額の對中国借款を一手に引き受けることが可能で、アメリカとの共同借款よりも、單獨借款の方が利益が多い。よつて、アメリカの「復歸」が拒否できないのであれば、日本は自國に有利な条件で参加すべきである。また、日本が既得權を放棄しなければならぬのではないか。さらに、經濟借款（実業借款）⁽²⁹⁾が國際借款団の事業範圍となつた場合には、日本の特殊な「經濟的利害關係」が蹂躪される可能性もある。アメリカの「復歸」によつて、日本が多額の犠牲を払ふことは避けなければならないという内容である。この論說の特徴は以下の通りである。第一に、第一次世界大戦の勃発による經濟状況の変化にともない、日本は多額の單獨借款の供与が可能と認識されており、そのことが新聞の論調に影響を与えていたことが分かる。第二に、実業借款の包含への反対という

内容は他紙にも見られるが、アメリカとの協調・共同を求める意見がすでに存在していたなか⁽³⁰⁾、単独借款のメリットが大きいと述べている。

これらに対し、『報知新聞』は、実業借款の包含には反対を示しつつも、「毫も米国の借款復帰を異とせざるのみならず、今後尚ほ幾多の刮目すべき活動あるべきを信じる」⁽³¹⁾と「復帰」に好意的であった。

アメリカの対中国政策と内政干渉との関係も問題視された。『大阪毎日新聞』は、借款団への「復帰」によって、「曩日の絶対不干渉政策を抛棄し極力干渉的援助を試みんとするに至るも、必ずしも怪しむに足らざるなり」⁽³²⁾と、内政不干渉を主張していたアメリカが干渉政策へと転換しても不思議ではないとみた。『東京朝日新聞』は、さらに踏み込んで、「支那を今日の如き状態の下に放任し、南北互に争闘して徒らに国力を銷磨せしむるが如きは、米国の最も避けんと欲する所なるべく、米国は多分南北の妥協統一の為に好意的斡旋を辞せざるならんと思はる。援段一本鎗に傾き、南北妥協を排斥する我寺内内閣の方針と拮据相容れざることなるべし」⁽³³⁾として、中国の国力消耗を避け、南北の妥協統一のための斡旋をする意志がアメリカ側にあり、それは、援段政策を進め、南北和平を志向しない寺内内閣の政策方針と一致しないとした⁽³⁴⁾。

寺内内閣に代わり成立した原敬内閣は、一〇月二九日、中国に対する政治借款の停止を決定した⁽³⁵⁾。南北対立を助長するような借款、すなわち、西原借款に代表されるような政治借款の供与停止を表明したのであった⁽³⁶⁾。これに対しては、停止表明に対する賛成意見があった(時事一八・一二・五、大朝一九・二・二)⁽³⁷⁾。一方、原内閣の対中国政策が日に日に曖昧となり、「有意にせよ、無意にせよ」南北対立が助長されることを危惧する見方も同時にあった(大朝一九・二・二)。北京政府のみに利益となるような借款への反対論が根強かったことをうかがわせる。

『報知新聞』は、金融調節を理由に借款の停止に反対し、「徒に事なかれ主義に囚はれ、内閣維持の便宜の為に国利を放棄するは、国民の認容せざる所なり」⁽³⁸⁾と批判した。これは、停止表明の内容の検討に基づく主張というよりは、内閣批判を前提とした論説という性格が強い。その後、『報知新聞』はやや論調を変化させ、「断片的借款濫起の中止には賛成」としつつ、南北和平の成立を希望すると主張し、借款停止の方針を民間資本にまでは適用しないよう求めた⁽³⁹⁾。

一九一九年三月、南北統一後の中国政府への財政支援を表向き目的とするアメリカの銀行家アボット (John J. Abbott) が訪中した。これに関しては、多くの新聞が関心を示し、やや批判的にアボットの「活躍」を評した『国民新聞』が特徴的である⁽⁴⁰⁾。また、アメリカの「野心」を報じる新聞もあり、こうした記事は、日本の外務省でも注意が払われていたようである⁽⁴¹⁾。

さて、ここで考えておきたいのは、各紙が、アメリカの提議を「新借款団の結成」か旧借款団への「復帰」か、どのように理解していたかという点である。ここまでの各紙の社説では、多くが「アメリカの復帰」を報じてきた。それでは、アメリカの旧借款団への「復帰」ではなく、アメリカの提議に基づいた新借款団の結成という認識が、いつ頃紙面に定着したのだろうか。

三月上旬では、「復帰」という文脈で記事を掲載する新聞がほとんどである。ただし、アボット訪中の様子を取り上げる記事のなかで、「日英米仏四国新借款団組織交渉大に進捗」(大朝一九・三・六)、「新借款団の組織支那鉄道国際管理対支借款等に関し」(国民一九・三・一二)とされるなど、三月段階でも新借款団の組織を伝える記事は存在する。しかし、いまだ「復帰」を報じる新聞も多かった。ただし、この時期に使用されていた「復帰」という言葉は、アメリカの旧借款団への「復帰」だけではなく、国際借款団という枠組みへの「復帰」を意味すること

もあつた。これが、四月上旬になると、「新借款団の組織」とする新聞が増加する。

「復帰」から「新借款団の組織」への変化の経緯について、次の『報知新聞』の記事が参考になる⁽⁴²⁾。

米国に対し四国借款団より財団復帰の勧誘をなし居りしに米国にては新借款団の組織を企図しアボット氏の支那に来れるを機会として着々其▽^(マ)計画を進め既に其意を日本政府に伝へ来れる

すでに日本政府はアメリカの意図が新借款団の組織にあることを認識していたが、アボットの訪中の際には、日本の新聞でも「新借款団の組織」が報じられた。以上を踏まえると、アボットの訪中は、アメリカの提議が「新借款団の組織」にあることが明確に日本の新聞に認識されるようになる契機であつたといえよう。一方、日本の外務省や正金銀行では、すでに新借款の結成を念頭に置いた対策が講じられており⁽⁴³⁾、新聞の論調と外交交渉との間には時間差が存在していた。

二 パリ銀行団会議と報道の盛り上がり

一九一九年五月には、日米英仏それぞれの銀行団の代表者が、新借款団への実業借款の事業範囲化を主な議題とする会合をパリで行つた。日本銀行団の代表者である小田切万寿之助（横浜正金銀行取締役）を当惑させたのは、実業借款の事業範囲化が会議の大勢となつたことであつた。すでに見た新聞だけでなく、日本側には実業借款の事業範囲化に慎重な意見があり、イギリス側の反対に期待が寄せられていた。また、小田切は中国に債権を有する日本の銀行・商社などを代表する立場にはなかつた。しかし、会議においてイギリス銀行団の代表は、対米協調方針のもと、新借款団におけるイニシアティブの確保などの思惑もあつて、実業借款の事業範囲化というアメリカの提

案に賛成した。よって、日本側のイギリス側への期待は裏切られることになった⁽⁴⁴⁾。結果、小田切は、政府の承認という条件付きで、アメリカの提案への「原則的な」承認を表明するにいたった⁽⁴⁵⁾。

パリ銀行団会議の開催後から六月上旬までの時期は、新借款団に関する報道が増加し始めた一八年七月から新借款団が結成される二〇年一〇月までの期間において、新借款団に関する記事が最も多く各紙に掲載され、新借款団結成の目的や意義、日本の姿勢が多角的に論じられた。確かに、二〇年に入り、アメリカ銀行団代表のラモント(Thomas W. Lamont)が訪日した際も、新借款団に関する記事が多く登場するものの、この時期には及ばない。各紙で特集も生まれ、新借款団の結成がすぐにも実現するかのような論調であった。

会議の内容について、『国民新聞』はアメリカの台頭と日本の「特殊地位」の低下の表れであり(国民一九・五・二三)、満蒙における日本の特殊地位を危惧した(国民七・二二)。さらに進んで、『報知新聞』は日本が中国に対する特殊地位を放棄したと指摘した(報知一九・五・二四夕)。一方、日本の満蒙権益が承認された、もしくは承認されるべきという報道も各紙でみられた(時事一九・五・二六、大朝五・二八、大毎五・二八⁽⁴⁶⁾、東朝五・三〇)。「時事新報」は、アメリカの「復帰」を歓迎するとともに、この会議で満蒙が日本の「勢力圏」と認められたと早くも述べている(時事一九・五・二六⁽⁴⁷⁾)。また、『大阪朝日新聞』は、新借款団の組織によって、中国に有する日本の優越的地位が確保されるべきとした(大朝一九・五・一七)。ここでいう優越的地位とは、「経済上に於ける独占権若くは優先権を意味するに非ずして、両国商業関係の現に密接なる事実と其の益密接ならざる可らざる事情」を意味するという。この後、アメリカが日本による満蒙の概括的除外要求に反対すると、満蒙除外に関する論説が数多く掲載されることになる。

この時期の東西『朝日新聞』の論説は、以下の点で興味深い。共通点として、両紙は新借款団結成に賛成であつ

た（大朝一九・五・一七、五・二八、東朝一九・五・二〇）。『大阪朝日新聞』は、「对支借款の上に生れんとする新国際主義の前途を祝福し之に依て吾对支政策の一新紀元を画し得ん事を望む」⁴⁸と、新借款団が結成されるなかで、これまでの単独主義に代わつて列国の对中国借款の「新国際主義」が登場しつとあると好意的な論調であった。一方、『東京朝日新聞』は、「吾人は隣邦国民の繁栄と開発の為に新借款団を賛する者にして、支那をして列国の保護の下に立たしむる如きは断乎として反对せざる能はず」⁴⁹と中国の国際管理に反対しつと、「借款の独占無競争は却て支那の問題を遅延せしむる如きことあらざる可き乎」⁵⁰と指摘した。この指摘には、中国政府の財政状況が念頭にあったものと思われる。中国政府は慢性的に財政難の状況にあり、国際借款団、欧米や日本の銀行・資本家に対する借款供与の要請が常態化していた。この『東京朝日新聞』の論説は、新借款団の組織について、中国政府が外債を発行し、財政を補填するという体質に変化をもたらさないのではないかという考察である。両紙とも新借款団の結成には賛成であったが、列国における对中国借款の「新国際主義」の登場として高く評価するか（大朝朝日）、中国財政の国際管理や中国政府の財政問題への懸念を重視するか（東京朝日）という違いが存在していたのである。

さらに五月下旬、『東京朝日新聞』は新借款団の結成問題を大々的に取り上げた。五月二十八日から三二日まで、「新借款団と日本及び列国」を連載した⁵¹。そこでは、英米仏独露など列国の对中国投資の状況を概観した後、新借款団の事業範囲として、①中国全部の既得権を包含する、②満蒙山東両地を除外する、③満蒙のみを除外するという三つの方法があると述べられ、「満蒙の除外は勿論其他に於ても我主張を列国に認めしむるの必要ありと謂ふ可し」⁵²と満蒙権益はもちろん、それ以外の除外要求にも含みを持たせている。同時に、【表①】に見られるように、政界を中心に有識者の見解を広く掲載している点も注目される。

表①

東京朝日新聞

日付／見出し	記事タイトル
1919年5月27日 「新借款団と我国」	中橋文相「滿蒙除外主張」
	小川平吉「我が既得の地位」
	若槻礼次郎「結果は同一也」
1919年5月28日	勝田主計「共同は互の理解」
	某前閣僚談「特殊地位確保」
	武富時敏「退嬰外交の余殃」
	池田謙三「借款団加入事情」
1919年5月29日 「新借款団と輿論」	高橋蔵相「借款団加入弁明」
	阪谷芳郎「加入に賛成」
1919年5月30日 「新借款団と輿論」	某支那財政通「米国の独占」
	小寺謙吉「山東利権如何」

こうした東西『朝日新聞』に対し、『大阪毎日新聞』と『東京日日新聞』は新借款団の結成に反対の論陣を張った。『大阪毎日新聞』は、アメリカの借款団への「復帰」に反対を示す（大毎一九・五・二二）とともに、「特殊勢力範囲の除外と既得権の承認とは必ず成立すべきを信ずるも、若し然るの期し難くんば寧ろ破壊するの優れるに如かず、日本を無視したるが如き行為は断じて承認すべからざるなり。（中略）山東における日本の特殊利益は断じて承認せしめざる可らざるなり」⁵³と主張した。日本の滿蒙特殊権益の除外と既得権の承認は不可欠で、そうでなければ、新借款団を「破壊」する方が好ましく、日本を無視した行為は許されないと強硬論を唱える。さらに、ドイツに宣戦布告し、占領していた山東半島の権益を承認させる必要性も強く訴えた。

『東京日日新聞』も類似した論説を掲載した。アメリカの借款団「復帰」に反対を述べるなかで興味深いのは、中国における排日運動の高まりを踏まえ⁵⁴、新借款団の結成を論じている点である（東日一九・五・二二）。それは、「日支両国は経済的に一体たるの運命を有す、支那の日本を排斥するは、即ち其身を削りて健全を得んとするに外ならず」⁵⁵という日中両国の一体性の強調と表裏一体であり、直前に発生した五・四運動の日中関係における「非合理性」の主張とも関係していた。新借款団の結成に対する態度を考える際、排日運動をどのように捉えていたのかは重要な論点だろう。さらに、アメリカによる新借款団結成の提案を「門戸閉鎖・機会独占」と手厳しく批判した（東日一九・五・二七）。『報知新聞』も、列国による中国の監督

を想定し、中国の「独立」の危機に言及した（報知一九・六・三夕）。これらは、もちろん結成反対の立場に基づく主張であるが、『東京朝日新聞』が懸念する「国際管理」と遠くない認識を含んでいる。

『東京日日新聞』は、五月下旬に新借款団の結成問題に関する特集を組んだ。五回にわたって連載された「対支銀団発達史」では、『東京朝日新聞』とは異なり、タイトルの通り対中国国際借款団の歴史が概観されている⁵⁶⁾。①六国借款団が結成される際、日本はロシアと共同で満蒙権益を関係各国に認めさせたという認識が示され、②政治借款と経済借款は区別すべきという主張を背景に、「日本は、対支借款の実力保障者として、比較的大なる發言権を有する筈であるから、遠慮することなくその發言権を行使し、四国団の内部に在つて支那の負担を出来るだけ軽減し、列国の共同監政的傾向を防止し、徐に支那の自覚を促進する方針に出でなければならぬ」⁵⁷⁾と述べられた。日本が国際借款団内で大きな發言力を有しており、それを利用して、中国の財政管理を阻止すべきであるという。また、【表②】の

表②

東京日日新聞 日付	記事タイトル
1919年5月27日	小川平吉「対支借款問題」
	尾崎敬義「新借款団反対」
1919年5月28日	鈴木梅四郎「借款団と帝国」
	大石正巳「借款団に反対せよ」

ように識者の論説も掲載した。『東京朝日新聞』と比べ、掲載数が少ないにもかかわらず、新借款団組織への反対論が多い。

以上のように、新借款団の結成をめぐる、東西『朝日新聞』は賛成、『大阪毎日新聞』と『東京日日新聞』は反対という立場に分かれていた。ただし、東西『朝日新聞』のなかでも、対中国借款の「国際化」に関する評価の相違が存在していた。

さて、パリ銀行団会議の後、日本政府は実業借款の包含問題や満蒙・山東権益の除外問題への対応を迫られた。

高橋は清蔵相が、「本邦としては未だ本邦新団体組織の運びに至らざるを以て正式に代表者を會議に列せしむるの由なかりしと雖も目下巴里滞在中の小田切、巽両氏をして本国政府の承認を条件として會議に列し各國団との連絡を取らしめたり」⁽⁵⁸⁾と発言したように、前述の通り、會議に参加した正金銀行関係者は日本を正式に代表する立場にはないと見られていた。政府は、このパリ會議での決定事項を改めて国内で検討・周知する必要があった⁽⁵⁹⁾。そうした状況下、批判的となったのが、五月二十四日の高橋蔵相の次のような演説であつた⁽⁶⁰⁾。

対支投資に関し各國と協調することは年来の方針にして今回の米国の提案は更に各國協調の範圍を拡大し且該協調をして益々緊密ならしむるものなるを以て主義として米政府の提議に「ママ」參同することに決したり

『大阪毎日新聞』は、「米国の力を藉るにあらざれば、何事も為し能はざる境遇に陥りたる窮余の姑息策として、米資利用の狡計を案じ此際米國を説くの好機會とし、名譽も体面をも打忘れて唯利是れ図らんとしたる謬算に帰すべきか」⁽⁶¹⁾と、この演説を批判的に取り上げた。新借款団の結成に反対である『大阪毎日新聞』は、政府の方針を利益のみを追求しようとする誤つた算段に基づく姑息な策と論断したのであつた。

同時に、山東權益を始め、すべての既得權を新借款団に提供しなければならぬ(東日一九・五・二四)、滿蒙除外が実現しなければ、山東權益も放棄せざるを得ない状況になる(國民一九・五・二九)、といったように、他の諸權益との関わりを踏まえつつ、山東權益が新借款団の事業範圍になるのではないかとの懸念もあつた。

おそらく、こうした新聞の論調を受けてであろう、高橋蔵相は滿蒙だけではなく、山東權益も新借款団の事業範圍からの除外を目指すと表明したらしい⁽⁶²⁾。しかし、この高橋の發言は、さらに次のような批判・疑問を招くことになつた⁽⁶³⁾。

大蔵大臣は滿蒙の外に山東省に関する條約等に基く利權をも新財團の範圍外に置く可き旨を述べ濟順高徐兩鉄

道をも矢張り範囲外に属す可きものとしたるは随分思ひ切たる断言〔中略〕政府の決心を示したるものとして満足す可きと雖も事実果して如何なる可きや

山東権益の除外を「随分思ひ切たる」としつつ、「果して如何なる可きや」と疑問を投げかけている。さきに見たように、『大阪毎日新聞』が新借款団に除外を認めさせるように主張していたのに対し、この論説は懐疑的である点にも留意しておきたい。山東権益の除外に関して、各紙で温度差があったことが分かる。また『報知新聞』は、「責任ある蔵相の此言明ある以上〔中略〕其主張を貫徹せんこと此議會に於て明白にし置かんと欲す」⁽⁶⁴⁾と念を押している。新借款団結成の外交交渉のなかで、山東権益を放棄する、もしくは交渉材料としようとする政府の姿勢は、国内で比較的受け入れられやすかったものと思われる⁽⁶⁵⁾。

三 パリ銀行団会議後の満蒙除外論

パリ銀行団会議後、日本政府は満蒙除外に関する方針として、概括主義を採用した。概括主義とは、満蒙を「地域」として新借款団の事業範囲から除外しようとする考え方であった。これに対し、外務省で唱えられるようになったのが、列挙（列記）主義であり、日本と関係の深い満蒙の権益を列挙し、それらを新借款団の事業範囲から除外することを指すという考え方であった⁽⁶⁶⁾。列挙主義の方が対米英協調的な立場であった。

日本政府の概括主義に対し、アメリカ政府が反対であるという情報もたらされる。それが、日本の除外要求は勢力範囲を設定する行為であるとの批判を内容とする、駐華アメリカ公使から中国政府外交部への声明書であった。その後、この声明書の内容や中国の参議院で新借款団反対の建議案が通過したことなどが報道される⁽⁶⁷⁾。ま

た、進展するかにみえていた南北和平交渉も停滞していた。アメリカが日本の滿蒙除外要求に明確に反対の姿勢を示し、中国でも新借款団の結成に否定的な動きが顕著になるなか、新聞の論調にも変化がみられるようになる。

『東京日日新聞』は、南北和平が期待できず、アメリカが単独借款を進めている状況を踏まえ⁶⁸、新借款団を早期に結成すべきと論じた（東日一九・七・一九）。南北和平が望めないなかでのこうした主張は、新借款団による借款交渉の相手として北京政府を想定していることを示す。また、新借款団の結成がアメリカの単独借款への対抗策として位置づけられていることも注目される。新借款団の結成に否定的な見解を有していた『東京日日新聞』は、中国情勢やアメリカの動向を念頭に、新借款団の結成に対し賛成へと転換したのであった。ただし、日本の滿蒙除外要求が拒否されるなか、どのようにして新借款への参加が可能かという点は具体的に触れられていない。

一方、東西『朝日新聞』は新借款団の参加に慎重な姿勢を示すようになる。『大阪朝日新聞』は、日本は自国の滿蒙權益を犠牲にはできず、中国でも新借款団の結成に反対の動きがあるため、英米との同一歩調をとる必要はないと述べた（大朝一九・七・二二）。さらに踏み込んで、南北和平のために一視同仁の姿勢で、南方の広東軍政府にも借款を供与すべきと主張した（大朝一九・七・三一）。滿蒙權益の確保という主張が展開されているとともに、中国情勢、とりわけ広東軍政府との関係が重視されている。

また、『東京朝日新聞』は次のように論じた⁶⁹。

吾人は日本の立場より正論を主張し、不幸各国の容る、所と為らざれば、已むを得ず単独行動にて支那に平和的活動を試みるの覚悟を為し、〔中略〕支那側にも有力なる新借款団反対論ある際とて、列国団の圏外に立つも、尚支那開發に手を展ぶるの余地十分なるものあり

滿蒙權益の除外が受け入れられないのであれば、単独行動も想定すべきという。さらに、中国側には新借款団の

結成に反対論があるため、日本は国際借款団に参加せずに、中国の経済開発に関与することができるとの見方を示す。これは、さきに見た『大阪朝日新聞』に類似しており、満蒙權益を譲歩してまで、新借款団に参加すべきではないという主張と評価することができるだろう。

以上の東西『朝日新聞』の論調で注意すべきは、中国情勢の変化が重要な判断材料となっていることである。日本の満蒙權益の除外要求に対するアメリカの反対表明を踏まえつつ、借款の供与を受ける（外債を発行する）中国側の国内状況を重視した見解であったといえる。否定的な意見が中国側に根強い新借款団の結成に対する慎重論であったのである。『東京日日新聞』がアメリカの単独借款に脅威を感じ、新借款団の結成に賛成へと転じたのに対し、東西『朝日新聞』は中国情勢の変化から慎重論に転換したのであった。

他紙はどのような論調であったのか。『報知新聞』は、満蒙除外の不確実性を取り上げ、「政府は国民を欺く」と痛烈に批判した（報知一九・八・一〇夕）。また、『国民新聞』は、満蒙における日本の特殊地位にアメリカが反発しており、新借款団の結成は可能かとの疑問を呈している（国民一九・八・八）。満蒙權益の除外をめぐって、日本とアメリカの主張が対立している状況下、新借款団の前途を不安視する見解が存在していたことは当然であろう。

四 南北和平の停滞と論調の変化

中国での南北和平が進展しないなか、一九年八月一四日、日本政府は、満蒙權益の概括的除外を新借款団に求める閣議決定を行った⁽⁷⁰⁾。

日本政府ハ千九百十九年五月十一日及十二日巴里ニ於テ対支借款団組織ノ為開催セラレタル日英米仏各銀行団代表者會議ヲ決議ス但シ右決議ノ確認ハ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル日本ノ特殊權利及利益ニ何等不利ノ影響ヲ及ホスコトアルヘキモノナリト解釈スヘカラサルハ勿論ナリトス

日本政府は、アメリカ政府の反対表明にもかかわらず、既定方針にのっとり、概括主義に基づく滿蒙除外を引き続き求めることを決定したのである。新借款団の結成交渉はますます先が見通せなくなつた。

『大阪朝日新聞』は、この閣議決定に賛同し、「日本は寧ろ多数支那人士の希望に随ひ、該借款団より脱退し、単独に対支政策を行ふことを得策とすべきである」⁽⁷⁾と論じた。前章で紹介した『大阪朝日新聞』や『東京朝日新聞』の論説にそつた形で、日本の対中国政策の単独行動を主張した。また『国民新聞』は、政府の決定をいままさら「論争に値せざる」ものとし、中国の國際管理を危惧する観点から新借款団の結成に反対した（國民一九・八一五）。

一方、『大阪毎日新聞』と『東京日日新聞』との間では論調の違いが表面化するようになる。その理由を考えるために、八月から九月にかけての両紙の紙面の特徴を【表③】から検討する。この表からは、以下の点が明らかとなる。第一に、『大阪毎日新聞』の記事は、①『東京日日新聞』が主な情報源だと思われる東京電話、②北京、上海、広東など中国特派員からの電報、③その他に大別することができる。第二に、『大阪毎日新聞』は、中国特派員からの情報を反映させた記事が多い。第三に、九月一四日付の両紙に掲載された「新借款団と支那」という社説は同内容であるが、『東京日日新聞』八月二〇日付の「借款団と我国」と『大阪毎日新聞』九月一六日付の「支那の借款と統一」は、独自の論説である可能性が高い。そこで、まずは両紙に掲載された「新借款団と支那」の内容をみる⁽⁷⁾。

大阪毎日新聞

日付	タイトル	備考
1919年8月13日	対支新財団加入の可否 外交調査会の重要議題	東京電話
8月14日	政府と対支新財団 飽く迄満蒙除外	東京電話
	新財団と日本の覚悟	最近支那より帰朝せる某博士
8月15日	我方針略決定 対支新借款団加入条件	東京電話
	外交調査会の議題 三国政府と直接交渉	東京電話
	内田外相の軟化	東京電話
8月15日夕	対支新借款団と日本 結局無条件加入か	—
	満蒙と内閣 原首相等は除外論—内田、高橋両相は開放論	—
	陸軍側の鼻息	—
	臨時閣議	東京電話
8月16日	外交調査会 対支借款団問題確定	—
8月19日	満蒙除外と外人 例の色眼鏡	北京特電 17日発
	新借款団と支那 意見区々	北京特電 17日発
8月24日	新借款団と日本 英字紙の論評	上海特電 23日発
8月26日	満蒙除外と英米 日本の無条件加入折衷説	東京電話
8月27日	満蒙除外と外交界	北京特電 25日発
9月6日	満蒙除外を承認せず 米政府の回答	東京電話
9月10日	三大外交問題 現状維持に決す	東京電話
9月13日	新借款団と支那 徐總統の回答	北京特電 11日発
9月13日夕	善後借款前渡懇請 四国銀行団の同情的態度	北京特電 11日発
9月14日	新借款団と支那	社説
9月14日夕	新借款団反対熱 支那人漸く醒めんとす	北京特電 12日発
9月16日	支那の借款と統一	社説
9月19日	対支財政援助と米國 四国財団加入の議	東京電話
9月22日	新借款団承認 広東軍政府の通告	広東特電 20日発
9月26日	対支融通決定 四国銀行団の好意	北京特電 24日発

我亦支那を扶植し支那と共に絶東の平和隆昌に貢献し亜細亞人固有の文明と威厳とを以て欧米人と協調せんとするが如き希望をも抛棄し、我も亦一の欧米人の亜細亞人として支那に臨まざるべからず〔中略〕支那の好まざる借款団の組織を計画し、美辞甘言を以て支那を誘ひ、以て資本的征服の事を、冥々の間、浸潤の裡に遂行せんとするは、矛盾の甚だしきものといふべく中国が「独立自治」にこだわらない場合、日本は中国とともに欧米と協調するという希望を捨て、「欧米人の亜細亞人」として中国に対応しなければならぬとする。ただし、中国側が歓迎しない新借款団への参加は、中国を資本的に征服することになると、否定的な見解も述べている。

これらを踏まえ、『大阪毎日新聞』は、

新四国借款団の結成と日本の新聞

表③

1919年8月から9月までの東京日日新聞と大阪毎日新聞の記事
東京日日新聞

日付	タイトル	備考
1919年8月9日	新借款団問題	—
8月10日	国際経済統治 対支借款団目的	—
8月13日	借款団加入是非 本日の外調にて賛否協議	—
8月14日	満蒙除外不変 帝国対支新借款方針	—
8月15日	満蒙除外 廟議一決す	—
	除外始末	—
8月17日	交渉開始 借款団加入条件	—
8月19日	除外要求反響 内外意見区々	北京特電 17日発
8月20日	借款団と我国	社説
8月23日	新借款団反対 支那実業家運動開始	—
8月26日	満蒙除外締結 三國側強硬一妥協説出づ	—
9月6日	満蒙除外不承認 米國政府の回答来る	—
9月10日	三大対外問題 総べて現状維持	—
	満蒙譲歩不可	—
9月13日	支那と新借款団 徐總統の対米回答	北京特電 11日発
	支那借款懇請	—
9月14日	借款団反対多し	北京特電 12日発
	新借款団と支那	社説
9月17日	対支財政援助 内紛を助長せざる範囲内に	—
9月19日	満蒙除外妥協 経済的既得権存置	北京特電 17日発
9月19日	支那借款成らん 四國財団意向—米國加入の議	—
9月23日	借款行悩む 英國の尙早論 米國煮切らず	—
9月28日	対支借款応諾 支那窮乏甚し	—

網掛けは独自の社説と思われるもの。直線で結んである記事は内容が類似しているもの。

日本の対中国方針について、次のように提案をした⁽³⁾。

- (一) 先づ南北の和平統一の形式を急造せよ
- (二) 而して其名をして其実に適はしむるの有力なる政府を組織せよ
- (三) 借款は此くの如くにして成立すべく〔中略〕故に曰く支那の和平統一は借款に対する先決問題

南北の和平・統一の「形式」を早急に造り上げ、統一政府を成立させることが先決であるという主張である。そのうえで、初めて借款の供与が問題になるのだという。ただし、南北和平が行き詰まっているなかでのこうした主張は、新借款団の結成自体に対する消極性を示すものといえよう。

これに対し、『東京日日新聞』は旧来の延長線上にあるような論調であり、「米國が無条件承認を与へ、英、仏兩國が熟慮の

結果同じく無条件参加を決するに至って、大勢は明かに一変した。「中略」吾輩は対支外交に於ける四国協調の主張者として飽く迄新借款団不参加論に反対する⁷⁴と述べ、米英仏を中心に新借款団組織の流れが加速するなか、日本は国際協調のもとで新借款団に参加すべきと主張した。これに対し、前述のように、『大阪毎日新聞』は、中国側に新借款団結成への反対があり、中国の和平が進展しない状況を踏まえ、消極論を展開したといえよう。

さて、財政難に陥っていた北京政府は、旧借款団に財政支援を要請する。これは、総額五〇〇万ポンドが想定されていたため、五〇〇万ポンド借款とも、中国政府に応急的に行われるため、応急借款とも呼ばれた。

『時事新報』は、五〇〇万ポンド借款の前貸金にアメリカを参加させるべきであり、この前貸金は広東軍政府の救済にも充てられるべきであると論じた(時事一九・九・二九)。この五〇〇万ポンド借款は、建前では日英仏の旧借款団とアメリカ銀行団との共同で行われる形で交渉が行われており⁷⁵、このような借款へのアメリカの参加を求める主張は、国際借款団という枠組みへのアメリカの復帰に好意的な意見であったと捉えることもできる。一方、広東軍政府への財政支援を主張するなど『大阪朝日新聞』の論調と近い面も見られる。

これまで見てきたように、新借款団への参加について、『大阪朝日新聞』、『大阪毎日新聞』、『国民新聞』は否定的ないしは消極的であったが、『東京日日新聞』は積極的であった。

そうしたなかで注目すべきは、『報知新聞』が、新借款団に条約や交換公文に基づく満蒙や山東半島の權益を議論する資格があるのかと疑問を投げかけたことである⁷⁶。

対支新借款団は、畢竟四国銀行団の集合に他ならず。四国政府は之に対して支那放資独占権を認め各自の政府之を後援すと云ふに止まれり。此の如き私的団体の下に、国と国との条約の結果として発生せし我満蒙及山東の権利をも当然包括せしめむとするは、吾人の断じて興する能はざる所なり。「中略」満蒙既得の特権を挙げ

て之を銀行業者の集合たる私的機関に包括的に譲与するを不可とするのみ。

国際借款団という組織が「私的団体」であるという指摘は、それまでの国際借款団の性格を念頭に置くとの確である。ただし、すでに各国政府が自国の銀行団に支持を与え、新借款団は「公的」な存在になりつつある各銀行団によつて構成されることが予定されているため、これは結成の議論を後戻りさせるような言説である。さらに、アメリカが提議する新借款団は中国経済の国際管理につながるため、中国側の同意を得ることができず、結局不成立に終わるとみて、①旧借款団へのアメリカの復帰、②政治借款の供与に限定した日英米仏による四国借款団の組織も提案している（報知一九・九・二〇）。これらもすでにたびたび議論が行われた点であり、やや時代遅れな主張である。

その後、『大阪朝日新聞』と『東京朝日新聞』との間でも見解の相違が目立ち始める。その理由を明らかにするため、【表④】をもとに、一九一九年九月から一十月にかけての両紙の相違を検討する。『大阪朝日新聞』は、①九月には「東京電話」を情報源とした記事を多く掲載した、②一〇月から一十月にかけて朝刊や夕刊の社説（朝日評壇）で独自の見解を積極的に表明した、③記事の内容に関して、広東軍政府に言及したものが多く特徴的である。一方、『東京朝日新聞』は『大阪朝日新聞』と比べ、広東軍政府の動向を積極的に取り上げておらず、中国特派員からの外電を数多く紙面に反映させた。

『大阪朝日新聞』は、満蒙除外の貫徹を希望する（大朝一九・一〇・一四夕）一方、中国政府の財政の国際管理を懸念し続けていた（一九・一〇・二五）。しかし、一〇月下旬から一月上旬にかけて、アメリカ側は、「南満洲及ヒ東部内蒙古ニ関スル但書ニ同意ヲ表スル事能ハス」⁽⁷⁷⁾と日本の満蒙除外要求に反対の態度を改めて示した。このアメリカの反応は、日本でも「満蒙除外公式反対」⁽⁷⁸⁾と報じられた。

大阪朝日新聞

日付	タイトル	備考
1919年9月1日	新借款団の成行 我回答と英、米、仏	東京電話
9月6日	満蒙除外反対 米政府の回答	東京電話
9月12日	旧銀行団に哀願 支那財政窮乏益甚し	北京特電 10日発
9月18日	積極的に援助 四国財団の態度決定	北京特電 16日発
	満蒙除外の回答 華府より接受を報ず	国際華盛頓 16日発
9月21日	四国財団を認めず 英公使の借款反対理由	東京電話
9月24日	南方と新銀行団 果して賛成か	東京電話
9月25日	新借款の成否	東京電話
9月25日夕	南方と新借款団	朝日評壇
9月30日	新銀団賛成の公文	上海特電 28日発
10月2日	新借款団と南方	社説
10月3日	実業借款除外 財政委員会の新銀行団対案	北京特電 1日発
10月4日	新銀団反対を声明 駐米公使に訓電して	北京特電 2日発
10月4日夕	実業借款除外	朝日評壇
10月14日夕	借款団と日本	朝日評壇
10月25日	新借款団と支那の意向	社説
10月31日夕	借款団と日本	朝日評壇
11月11日	満蒙除外と支那紙	北京特電 9日発
11月15日	紛糾せる対支借款	社説
11月16日夕	新借款団と支那	朝日評壇
11月17日	新借款進行か 五口、三千余万元	北京特電 16日発
11月18日	借款団成立遠し 米の満蒙除外反対再通告	東京電話
11月18日夕	四国借款団の変調 米国公金の対支融通説	国際倫敦 10日発
11月19日	日本除外説の真否 対支借款団組織に関し	—
11月20日夕	対支借款如何	朝日評壇
	新借款反対に傾く 政府部内の輿論変調	北京特電 18日発
11月28日	四国財団に督促	東京電話
11月29日	満蒙除外と英米 両国の意見一致せず	シドニー特電 27日発 (ニューヨーク来電)
11月30日夕	満蒙除外問題	朝日評壇

網掛けは独自の社説。直線で結んである記事は内容が類似しているもの。【大阪朝日新聞】の「南方と新銀行団」（9月24日）と「新借款団の成否」（9月25日）は「東京電報」とあるものの、『東京朝日新聞』に同じ内容の記事は見られない。

新四国借款団の結成と日本の新聞

表④

1919年9月から11月までの東京・大阪両朝日新聞の記事
東京朝日新聞

日付	タイトル	備考
1919年9月1日	新借款団前途 英米仏対日躊躇	—
9月6日	滿蒙除外反対 米政府の回答来る	—
9月10日	外調会内容 焦眉の三大問題 某軍事有力者談	某軍事有力者
9月11日	对支方針第一 九日の外調内容	—
9月13日	銀行団応諾か 直に倫敦本部に照会 对支態度考慮 借款打切変更か 支那借款再議 銀行団回答如何	11日北京特派員発 — —
9月17日	支那漸く覚醒乎 (对新借款団態度) 四国借款前途 支那救済の急務	社説 —
9月18日	財政援助進捗 滿蒙除外主張 日本政府の回答 新借款団意向	16日北京特派員発 16日国際社ワシントン発 16日北京特派員発
	新借款反対	—
9月19日	借款引受一致次第 对支応急借款	16日北京特派員発 —
9月20日	応急借款行惱 英公使の反対	—
9月26日	新銀行団に参加	23日北京特派員発
9月29日	滿蒙撤廢不能 米は旧四国団に帰れ	某消息通
10月1日	对支借款決定 日本単独引受	—
10月4日	新借款団に反対 支政府米國に通告	3日北京特派員発
10月7日	支那の対米通告	社説
10月13日	日米交渉遷延 借款撤兵両問題	某消息通
10月21日	新借款団代弁 容公使米國の為に	19日北京特派員発
10月26日	借款不應懲慝 軍政府より広東領事団へ	24日香港特派員発
10月31日	滿蒙除外非難 借款問題英銀行家の証言 对新借款態度 支政府反対通告	23日倫敦特派員発 28日北京特派員発
11月15日	支那条件附賛成 新銀行団に対し	13日北京特派員発
11月18日	新借款団成立難 幾曲折を見ん	—
11月19日	四国借款日本除外説	—
11月20日	对支借款と我態度 (進退兩難事実か) 支那と新借款団 政府態度未定	社説 18日北京特派員発
11月28日	对支借款復活	—
11月29日	三国団借款進行 日本の応諾度外	27日上海特派員発
11月30日	支那の借款運動 相当成功せん	—

よつて、滿蒙權益の除外に関する論調に変化が見られるようになった。『東京朝日新聞』は、日本の滿蒙除外要求によつて新借款団の結成が進展しないなか、アメリカによる単独借款の供与や五〇〇万ポンド借款に関する交渉が行われている状況を踏まえ、「断然、列国と共同動作に出づるか、又は飽まで主張貫徹を得ざれば、単独行動を以て始終すべき乎、先決問題は此点なり」（東朝一九・一一・二〇）と明確な政策方針の決定を政府に求めるとともに、滿蒙除外を引き続き主張した（東朝一九・一一・三〇）。

一方、『大阪朝日新聞』は、滿蒙除外要求の譲歩を念頭に置いた次のような内容の記事を掲載した¹⁹⁾。

第一に、「我国が今日の如く、滿蒙の立場を顧慮して長く同一主張を繰返すに於ては、大勢と逆行するものとしての幾多の非難と、是れより生ずる困難なる境遇に陥るべき」と警鐘を鳴らす。第二に、日本国内において、「唯滿蒙除外論が滿洲に於ける日本の智識者間に余り謳歌されず、其甚だ賢明の策ならざりしを論ずるもの、次第に多きを加へつゝある」と状況を分析し、「漸次除外の無意義なる所以の、一般周知の事実として暴露せらるるの日遠きに非ざるやも亦知るべからず」と述べる。第三に、「支那の他の地方を措いて外国が多額の資本を滿蒙に集中し來るべしとは思はれず」と欧米資本は他の地方を差し置いて滿蒙に投資を集中させることはない指摘する。そのうえで、「平和的的目的の為に外国より輸入されたる外資は滿蒙の事業界を賑るに至るべく、其結果は地理的に最も接近せる日本の為に一大市場を開拓するものなり」と滿蒙に対する欧米資本の脅威よりも、良い影響を重視し、滿蒙開放のメリットを主張する。よつて、「偏狭なる政策を固執して列国の嫉視を受け、支那人の猜疑心を挑発する如きは決して策の得たるものに非ず宜しく之を開放すべし」と結論づけられる。第四に、第三の点について、「我國の支那に於ける勢力の基礎を通商の利害の上に築かん事を主張する人々に依りて唱道せらるゝ所にして、〔中略〕外務省内の如きは其空氣既に滿蒙開放に傾き居れるに拘らず、政府の爲す所は依然として旧套を脱せざるの状態に

在り」と通商上の利害を重視する外務省内の空氣に言及する。

つまり、『東京朝日新聞』が滿蒙除外の姿勢を維持していた一方、『大阪朝日新聞』は、滿蒙除外の立場をある程度讓歩し、それを踏まえ、さらに新借款団の結成にも賛成するという二重の轉換をしたのであった。劇的ともいえる『大阪朝日新聞』の轉換について、ここでこれ以上詳細に検討することはできないが、一九年後半以降、概括主義から列強主義へと轉換する原内閣の外交方針の変化や日英米の外交交渉の動向とパラレルな關係であったことは指摘しておきたい。

一方、五〇〇万ポンドの借款交渉は進展を見せていた。『東京朝日新聞』は、この借款に反対の立場であった（一九・一二・二五）が、その一部が実際に供与される公算が高まると、次のように、好意的な主張を展開するようになる⁸⁰。

今回米国の加入は此点に於て旧借款団の一成功と謂はざるを得ず。「中略」根帯ある實力賛成の先決問題なるに自覚し、南北統一の促進、隣邦との眞の提携に努力し、共に世界の文明に貢獻せん事を希望し、且勸告せんと欲するもの也

アメリカによる五〇〇万ポンド借款への参加表明に注目し、そのことを旧借款団の成功例であるとし、日米協調の実績としても評価している。五〇〇万ポンド借款に対するアメリカの態度は、对中国借款をめぐる日米協調に期待を持たせる側面を有していたといえる。

以上の論調に対し、『報知新聞』は次のように評価した⁸¹。①アメリカの提議に基づく新借款団の組織が成立しないなか、五〇〇万ポンド借款が旧借款団とアメリカとの共同で行われるのであれば、新借款団を組織する必要はない、②政治借款はアメリカが復帰した旧借款団の枠組みで行い、実業借款は各国の自由競争に任せれば、「普

に列国の対支行動に自由のみならず、支那をして永久に列国の経済的共同管理の桎梏を脱せしむる」メリットがあるとした。それまでの論調の延長線上にある現状維持的な志向であったといえる。

五 滿蒙除外論の帰結と新四国借款団の将来性の展望

滿蒙除外に関する日本と米英との交渉は長引くが、一九一九年後半に入り、イギリス外務省が日本の要求を一部認めるようになったことで、局面は転換する⁽⁸²⁾。イギリス外務省は、新借款団結成の遲滞を懸念するとともに、日本の参加を重視したため、「滿洲」における日本の特殊地位を容認する姿勢を示したのである⁽⁸³⁾。さらに、アメリカ側もイギリス側の方針転換を受け、日本の要求に譲歩するようになっていく。そして、二〇年に入ると、関係各国の間で、条約等に基づく日本の滿州權益を除外したうえで、新借款団の事業範圍とすべき具体的な滿蒙利權に関する調整が行われるようになる。日本の滿州權益そのものの位置づけに関しては、政府間の外交交渉で話し合われたものの、新借款団の事業範圍については、参加銀行間での交渉に委ねられることになった。とはいえ、それぞれの銀行(家)は、各国の政府や外務省から多大な影響を受けていた⁽⁸⁴⁾。

そこで、米英仏の銀行団を代表して日本との交渉に臨んだのが⁽⁸⁵⁾、モルガン商会のラモントであった⁽⁸⁶⁾。ラモントは、一九二〇年三月から五月にかけて、日本と中国を歴訪した。この歴訪は、まず三月に日本を訪問した後、中国へと向かい、さらに、日本で交渉を継続するという日程であった。三月には、原首相や井上準之助日銀總裁(前正金銀行頭取)と会談を行った。五月に再び日本を訪れた際には、正金銀行頭取の梶原仲治との間で文書を交換し、日本の滿蒙利權と新借款団との関係がおおよそ定められた⁽⁸⁷⁾。このラモント・梶原交換文書では、滿鉄

本線はもちろん、企画もしくは着手されたものについては、満鉄の支線も新借款団の事業範囲外とする一方、洮熱（洮南→熱河）線は新借款団の事業範囲とすることが取り決められた。日本側は要求の多くを認めさせることに「成功」したのであった。

さて、時間は少しさかのぼるが、ラモントが来日した三月には、各紙上に新借款団の結成やラモントの訪日に関する論説が掲載された。

『時事新報』は新借款団の結成に前向きな見解を示し（時事二〇・三・四）、東西『朝日新聞』は限定的な満蒙除外にとどめるべきと主張した。『大阪朝日新聞』だけではなく、『東京朝日新聞』も限定的な満蒙除外の立場であった。『大阪朝日新聞』は、満蒙除外への固執によって、新借款団組織の遅延の責任が日本に押しつけられることを懸念し、新借款団の結成に反対ではないと述べた（大朝二〇・三・一五）。さらに、『東京朝日新聞』は、新借款団による満蒙開発への関与を望む論説を掲載した（東朝二〇・三・二八）。日本の権益がある程度擁護されることを前提に、満蒙から列国を閉め出すのではなく、関与させるべきであり、そのことが結果的に日本の「国益」に合致するということであろう。

日米交渉の内容が知れ渡ると、各紙は「満蒙問題の解決」を念頭に置いた主張を展開するようになる。例えば、『東京日日新聞』は、次のように述べた⁸⁸⁾。

「満蒙除外」の用語は多数国民を誤り、恰も南満洲及び東部内蒙古を、全然新借款団投資の範囲外に置き、永久に日本の勢圏として保存して置くの意と思ひ、政府筋もそうであるかに装ひ、ために支那側及び米国をして、日本は飽くまで侵略主義なり、その証拠には満蒙を何時までもその勢力下に保有せんとするの決意なること、「満蒙除外」要求を見て知るべしなど、非難せしむるに至つたのである。〔中略〕併し支那の改造が、驚く

べき巨大の金額を要し、而もそれが支那人自身の財政整理に依つて望み得べからずとせば、新借款団の成立はやむを得ないではないか。(中略) 日米経済提携の実質を有する新借款団の成立のみが、支那を救ふの可能性を有するのではあるまいか

「滿蒙除外」という言葉がこれまで誤解を招いてきた一因であるとの指摘をしている。そのうえで、中国の「改造」のためには、多額の資本が必要であり、それを供与することが可能な新借款団の成立は「やむを得」ず、日米の経済的提携のもとに成立した新借款団のみが中国を救済することができるとした。

多くの新聞は、洮熱線の除外によつて滿蒙問題が解決し、満足すべき結果となつたと評した点では共通していた。とはいえ、新借款団や日本と中国との関係に関しては、様々な見方が存在していた。中国の鉄道の國際管理を懸念し、中国への内政干渉は避けなければならない(大毎二〇・四・三三)という一方、新借款団と國際管理とを結びつけるのは適當ではないという見解もあつた(時事二〇・五・一六)。列国による内政干渉をめぐつては立場の違いが引き続き存在していたのであつた。また、『大阪朝日新聞』は中国側の同意を重視し(大朝二〇・四・一八)、『東京日日新聞』が中国の南北が統一されるまで借款を実施すべきではないとする(東日二〇・五・一一)など前後の時期と大きく変わらない主張もあつた。

その他、日米關係の改善への期待を示す論説が目を引く(東朝二〇・五・二三、報知二〇・五・一四)。また、『國民新聞』のように、アメリカが自国の利害にこだわりすぎたため、失敗に終わったと評価するものもあつた(國民二〇・四・三〇)。ただ全体として、日米交渉の結果、日本の滿蒙權益が欧米各国に認められたとの認識をもたらすような論調であつた。

これらに対し、『報知新聞』は、新借款団の事業範圍は政治借款に限定し、実業借款は自由競争に一任するべき

というそれまでの主張を繰り返し、中国側の反対による新借款団の行き悩みを強調するなど一線を画した（報知二〇・三・一三、二〇・四・二一）。政府は満蒙除外を貫徹できなかった（報知二〇・五・一二夕）、また、政府と「富豪」（銀行家）とが結託して満蒙権益という国益を売り渡した（報知二〇・五・一三夕、五・一五夕）とし、政府に批判的な論調を貫いた。さらに、引き続き実業借款の自由裁量に期待をし、「真の日支経済的提携は、我実業家の手によりて益々強固を致さんことを希望す」と述べるなど⁸⁹、国内向けには日本政府やその実働部隊である国際金融家を批判しつつも、国内の実業家に配慮した主張を展開した。

ラモント訪日後には、①国際協調の進展を期待する、②満蒙独占を否定する新時代の到来を主張する記事が登場する。①については、新借款団は早急に財政支援を開始すべき（大朝二〇・六・五）、中国政府に左右されずに国際協調に努めるべき（大毎二〇・八・七）、对中国策の共同化と中国改造の第一歩である（大朝二〇・八・二一）、単独行動ではない国際協調政策を実行すべき（東朝二〇・九・六）といった意見があった。『大阪毎日新聞』は欧米列国との関係に、『大阪朝日新聞』は中国への関与に重点を置いていた。

②については、『大阪朝日新聞』が次のように論じた⁹⁰。

満蒙を特殊地域として日本のみの独占に帰せしむべしとの希望は、永遠に放棄せられしものなり。（中略）吾人は信ず、満蒙一帯を独占して我国人の経営に委し、而して支那及び各国人間に異議なくば、此程結構の事はなけれども、今日の時勢に斯く望むは痴人夢を説くに異ならざるを

新借款団の結成交渉を通じて、満蒙を特殊地位として日本が独占するという「希望」は永遠に放棄させられることになったとの認識を示し⁹¹、中国や欧米の異議がなく、満蒙を日本が独占できるのであれば、それは結構であるが、現状ではそれは「痴人夢を説く」行為と述べたのである。

一〇月一五日には、「対支借款団規約」が締結され、新借款団が成立する。成立した新借款団に関しては、様々な観点からその将来性が論じられた。①新借款団の結成は、中国財政の確立と政治的統一を期待する「国際的好意」である（時事二〇・一〇・一八）、②中国政府は政治借款を要求するだろうが、新借款団はまず経済借款を主に供与すべき（東朝二〇・一〇・二二）、③軍閥の弊害から、新借款団は軍隊の解散後に借款を供与すべき（東日二〇・一〇・二二）、④中国政府による自主的な行財政改革に基づく列国からの干渉排除が必要である（報知二〇・一〇・二八）、⑤国際借款団の歴史から判断すると、新借款団の前途を楽観視できない（大毎・一〇・二九）、というものであった。これらを概括すれば、新借款団による借款供与の条件に軍隊の解散を挙げるなど中国情勢の安定化に言及する主張がある一方、経済借款の先行的供与といった具体的な役割や中国側の自主的な努力を期待する意見などがあつた。こうした論調は、新借款団の結成過程、さらに新借款団の見通しに関し、日本国内の各新聞の立場が多様であつたことを象徴的に物語っている。

ただし、国際協調は新借款団に任せる一方、中国進出の拡大も怠らず、国民的な結合を図っていくべきとの論説も存在していた⁽⁹²⁾。「列国協調は限局せられたる新借款団」に委ねられるのであり、それと同時に、自主的なものも含め、「日支親善」は確実に進展させられていくということであつた。新借款団の正式な結成の直前においてさえ、国際協調外交と中国への自主的なアプローチとの両立が重視されていたのであつた。

おわりに

最後に本稿の成果をまとめておきたい。

第一に、新借款団の結成交渉過程における日本の新聞論調の特徴についてである。今回検討対象とした新聞の多くは、当初、アメリカの「復帰」を報道した。同時に、国際借款団の事業範囲について、実業借款だけでなく、日本の満蒙権益も当然除外されるべきとの論調が大勢であった。『国民新聞』や『時事新報』のように、日本政府の方針もしくは実際の結成交渉の状況から大きく逸脱することの少ない主張や報道を展開する新聞紙に対し、東西『朝日新聞』や『大阪毎日新聞』・『東京日日新聞』は特徴的な意見を述べた。

東西『朝日新聞』はアメリカの借款団の復帰に賛成であった。これに対し、『大阪毎日新聞』・『東京日日新聞』は反対であった。しかし、一九一九年五月頃から中国で反日・排日運動が高まる一方、日本の満蒙除外要求に対するアメリカ側の反対が強固であり、結成交渉が行き詰まると、論調の変化が見られるようになる。『大阪毎日新聞』・『東京日日新聞』は、アメリカによる単独借款の動きを念頭に、新借款団の結成に賛成した。一方、東西『朝日新聞』は、中国での反対運動の高まりを受け、無理に欧米と歩調を一致させる必要はないとし、新借款団の結成に消極的な立場であった。さらに、広東軍政府への借款を訴えた点も注目される。

結成交渉が長期化すると、当初は絶対的な条件として、各紙上で喧伝されていた日本政府の満蒙除外要求への支持も揺らぎ始める。『東京朝日新聞』は国際協調のもとでの中国政府への財政支援を重視し、『大阪朝日新聞』は満蒙除外要求の譲歩を論じるようになる。さらに、ラモント訪日に関しては、多くの新聞が日本の満蒙権益が欧米各国から承認を受けたと評価したのである。実際はこれらの新聞が評価するほど明確に日本の権益が認められたわけではなかった。とはいえ、日本の要求の大部分が認められたため⁽⁹³⁾、こうした新聞の評価もまったく的外れとはいえない。

新借款団結成前後の各紙の論調の統一性のなさも注目すべきである。各紙で共有されていた主な関心は、擁護の

対象となる権益やその譲歩のタイミングには相違があったものの、日本の満蒙権益が新借款団の事業範囲に含まれるかどうかであった。だからこそ、新借款団の結成に目途がついた際、一斉に報じられたのは満蒙権益の欧米からの承認であった。一方で、満蒙権益の擁護以外の点では、各紙には意見の幅があった。東西『朝日新聞』は中国情勢、『大阪毎日新聞』・『東京日日新聞』は欧米への対抗が評価の基準として重視されており、この点が論調を大きく左右していたものと思われる。

第二に、新聞論調と日本の参加交渉との関わりについてである。初の「本格的政党内閣」である原敬内閣では、立憲政友会員や衆議院議員が大臣の多くを占めた。さらに、一九二〇年五月には、衆議院議員総選挙も控えていた。成立当初、原内閣は、南北和平のため、对中国借款を制限する方針を打ち出したが、中国情勢の変化にともない、和平への期待値が低下すると、北京政府への借款を再開したことはすでに明らかにされている。⁹⁴⁾

各新聞でも、とりわけ中国情勢の変化を踏まえつつ、論調を変化させたのは東西『朝日新聞』である。政策と新聞の論調との関係を容易につなげて論じることができないが、中国情勢の変化を重視し、広東軍政府への借款をも主張する新聞が存在していたことは原内閣も認識していたはずである。『大阪朝日新聞』が満蒙除外要求の譲歩を求め始める一九年末は、概括主義の放棄という原内閣の政策転換の時期と重なっている。加えて、『大阪朝日新聞』は、特殊権益を否定する論説を掲げるなど「新外交」に親和的な意見を述べていた⁹⁵⁾。この点は、外務省内の雰囲気も報じただけにとどまらず、世論にも「新外交」が特殊権益の否定につながる性質を持つものであったことを認識させたのである⁹⁶⁾。

ただし、「新外交」との関わりだけでは、新借款団の結成が日本の世論に与えた影響は十分に明らかにできない。一九二〇年三月にラモントが来日し、日本側と折衝するなかで喧伝された、「日本の満蒙権益が列国から承認を受

けた」という認識（実際はどうであれ）も、後の日本の対中国外交や満蒙論を考えるうえで重要である。外交関係上での意義だけではなく、こうした世論の状況を踏まえ、原首相は、「将来の爲め我利益多し」⁹⁷と評価したのではない。日本において、満蒙を勢力範囲と異なる特殊権益とみなす認識が強化されたことが、新借款団の結成過程の重要な一面である。

パリ講和会議で取り上げられたドイツ領南洋諸島や山東権益に対する世論を分析した研究では、利権獲得を当然視する「旧外交」的な思想は新聞や雑誌において依然として根幹をなすものであった一方、「新外交」的な思想も確実に日本に浸透しつつあった⁹⁸との指摘がある。こうした評価は、新借款団の新聞にも当てはまるものといえる。

以上をまとめると、次のような新聞の論調の特徴が見えてくる。①『大阪朝日新聞』に顕著に見られるように、新借款団が中国の政治情勢や新しい国際環境を「先取り」する、もしくはそうした国際環境のなかで積極的な役割を果たすことに期待する立場である。中国をめぐる新しい国際環境の形成に利益を見出すがゆえに、満蒙権益の除外要求を譲歩することも比較的容易となる。こうした主張は、外務省内に存在していた「中国本土」の開放による経済的利益を重視する「新外交」論と親和的である⁹⁹。②一方、『大阪毎日新聞』・『東京日日新聞』のように、中国の内政改革を補完する存在として新借款団を位置づける立場がある。中国にまず必要なのは、様々な内政改革であり、それがある程度進展した後、新借款団による借款が開始されるべきとした。そのため、内政改革を期待すると同時に、日本の満蒙権益の擁護に関する「実績」を積み重ねることに重点が置かれていた。ただし、満蒙権益の列挙的除外にも理解を示すようになるため、勢力範囲に基づく外交を支持するという意味での「旧外交」的とは言いい切れない。このように新借款団に期待される役割について、内政干渉や国際管理という批判を避けつつ、中

国をめぐる外交ルールに変容を迫るものがある一方、中国の内政改革を補完するものがあるなど異なった見解が併存していたのであった。

注

(1) 新四国借款団の結成過程における満蒙問題については、三谷太一郎「増補 日本政党政治の形成」(東京大学出版会、一九九五年)、加藤陽子『満州事変から日中戦争へ』(シリーズ日本近現代史5)(岩波書店、二〇〇七年)、三谷太一郎『ウォール・ストリートと極東』(東京大学出版会、二〇〇九年)、中谷直司「強いアメリカと弱いアメリカの狭間で」(千倉書房、二〇一六年)などがある。

(2) Curzon to Alston, 20.11.1919, FO371/3691. 新四国借款団の結成過程で日本の満蒙權益を新借款団の事業範囲に含めるかどうか、日本と関係各国(米英仏)との間で外交問題化した。日本側は除外、アメリカ側は包含を主張した。

(3) 辛亥革命に関しては、曾村保信「辛亥革命と日本の輿論」(『法学新報』六三—九、一九五六年)、佐藤美奈子「辛亥革命をめぐる日本の世論」(『思想史研究』一、二〇〇一年)、清水唯一朗「辛亥革命と日本の反応」(小林道彦・中西寛編著『歴史の枠を越えて』千倉書房、二〇一〇年)が、第一次世界大戦への参戦や対華二カ条要求に関しては、慶應義塾大学法学部政治学科玉井清研究会『第一次世界大戦参戦と日本のマスメディア』(近代日本政治資料二二)(二〇〇六年)、奈良岡聰智「対華二一カ条要求とは何だったのか」(名古屋大学出版会、二〇一五年)、Morohashi Eiichi and Tamai Kiyoshi Seminar. 'The Japanese Press and Japan's Entrance into the First World War. Jan Schmidt, Katja Schmidtpott (eds.), *The East Asian Dimension of the First World War*, Campus Verlag GmbH, Frankfurt, 2020.」が、ある。

(4) パリ講和会議に関しては、岡義武「パリ平和会議におけるアメリカ外交とわが国世論」(斎藤真編集代表『現代アメリカの内政と外交』東京大学出版会、一九五九年)、慶應義塾大学法学部政治学科玉井清研究会『パリ講和会議と日本のマスメディア』(近代日本政治資料一〇)(二〇〇四年)などがある。また、ワシントン会議に関しては、有山輝雄「徳富蘇峰と国民新聞」(吉川弘文館、一九九二年)、筒井清忠「大正期の軍縮と世論」(青木保・川本三郎・筒井清忠・御厨貴・山折哲雄編『戦争と軍隊』(近代日本文化論10)岩波書店、一九九九年)、中嶋晋平「戦間期における地方紙の軍縮論」(『都市文化研究』二二、二〇一〇

- 年)、土田宏成「ワシントン会議と世論」(『日本歴史』七五七、二〇一一年)、佐々木雄一『帝国日本の外交』(東京大学出版会、二〇一七年)第六章第四節などがある。
- (5) 前掲岡義武「パリ平和会議におけるアメリカ外交とわが国世論」。
- (6) 前掲『パリ講和会議と日本のマスメディア』七八頁。
- (7) この時期の『国民新聞』の論調について、有山輝雄は、「有機体としての国家の生命活動が本能的膨張であると見なされていた(中略) 国家の生命活動のエネルギーは、経済的活動や物質的活動ではなく、国民の精神、国民の気力であり、国民の精神の横溢として本能的膨張が生まれてくる」というものであったと評価している(前掲有山輝雄『徳富蘇峰と国民新聞』二九二頁)。
- (8) 一八八八年、星亨が経営していた「めざまし新聞」は、『大阪朝日新聞』に買収された際、『東京朝日新聞』となった。
- (9) 一九一一年、『大阪毎日新聞』が『東京日日新聞』を買収した。寺内内閣の通相田健治郎は、閣議からの退任後、自邸に『東京日日新聞』の記者を招き、陸相の報告資料をもとに第一次世界大戦の戦局を説明したため、東京日日側では大いに参考になったという(大阪毎日新聞社編『大阪毎日新聞五十年』大阪毎日新聞社、一九三二年、二四八―二四九頁)。
- (10) 『報知新聞』は、大隈系の新聞であり、憲政会寄りの主張を展開していた。
- (11) 明治後期から大正中期にかけて、『大阪新報』、『中央新聞』、『東京毎夕新聞』、『日本』は政友会系紙もしくは政友会機関紙であった一方、原は、『報知新聞』、『国民新聞』、『やまと新聞』、『万朝報』を敵対紙と見ていたという(佐々木隆『メディアと権力』中央公論新社、一九九九年、二六七頁)。「大阪朝日新聞」や『東京朝日新聞』は聞蔵Ⅱ、『大阪毎日新聞』や『東京日日新聞』は毎索などのデータベースで、その他の新聞は国立国会図書館所蔵のマイクロフィルムで閲覧した。以下、新聞の注に關しては、本文中で(名称・年・月・日)と記載し、年を省略する場合もある。
- (12) 山本武利『近代日本の新聞読者層』(法政大学出版局、一九八一年)二四四―二四五頁。また、少し後ではあるが、東京各紙の発行上位は、『報知新聞』、『東京日日新聞』、『東京朝日新聞』、『国民新聞』、『時事新報』であった(前掲佐々木隆『メディアと権力』二八七頁)。
- (13) 田村幸策『支那外債史論』(外交時報社、一九三五年)、副島圓照『善後借款の成立』(小野川秀美・島田虔次編『辛亥革命の研究』筑摩書房、一九七八年)、久保田裕次『対中借款の政治経済史』(名古屋大学出版会、二〇一六年)、篠永宣孝『フランスの極東問題』(刀水書房、二〇二〇年)、塚本英樹『日本外交と対中国借款問題』(法政大学出版局、二〇二〇年)などがある。

- (14) 久保田裕次「初期の対中国国際借款団と日本外交」(秋田茂・桃木至朗編『グローバルヒストリーから考える新しい大学歴史教育』大阪大学出版会、二〇二〇年)。
- (15) アメリカが六国借款団から脱退した理由については、東三省への日露の進出に関する不完全な抑止、借款範囲の行政借款への限定、外国人顧問へのアメリカ人傭聘の失敗などが指摘されている(前掲舘島圓照「善後借款の成立」)。
- (16) 前掲田村幸策「支那外債史論」二五—一頁。
- (17) アメリカは、第一次世界大戦期に実行された日本の対中国借款に刺激され、日本の段祺瑞政権への影響力の拡大抑止という目的のもと、新借款団の結成を提議したとされている(松田武「ウィルソン政権の新四国借款団政策」『史林』六五—一三、一九八二年、前掲中谷直司「強いアメリカと弱いアメリカとの狭間で」第四章)。
- (18) 久保田裕次「第一次世界大戦期の対華国際借款団をめぐる日英関係」(瀧口剛編『近現代東アジアの地域秩序と日本』大阪大学出版会、二〇二〇年)。
- (19) 前掲中谷直司「強いアメリカと弱いアメリカとの狭間で」第四章、久保田裕次「原敬内閣成立期の対中国外交と新四国借款団」『国際政治』二〇五、二〇二二年)などが詳しい。
- (20) 一九一八年七月二三日付後藤新平外相宛石井菊次郎駐米大使電報(『日外』七一・上、二二五頁)。
- (21) 『大阪毎日新聞』では、「大借款への同意」という内容の記事を七月二三日付で掲載した。
- (22) 「対支借款を諾す」(『時事新報』一九一八年七月三日付／七月二二日夕刊)。この記事は、ワシントン国際特電一九日発に基づいたものである。
- (23) 「米支借款談」(『国民新聞』一九一八年七月二三日付)。この記事も、注22の『時事新報』と同じく、七月一九日発ワシントン電報によっている。
- (24) 「対支財団」(『国民新聞』一九一八年七月二四日付)。
- (25) 『東京朝日新聞』の論説「米国の借款団復旧」は、「外務省記録」17.1.23 「対支新借款団関係」第一巻(B04010857800)に収録されている。
- (26) 六国借款団が結成される際、資本が不十分であった日本は、鉄道借款への関与を期待し、国際借款団による実業借款の事業範囲化を主張した。資本の豊富な欧米が在華利権を独占するのではないかという危機感から、国際借款団の役割を拡大させ、「支

那保全」につなげることをめざしていたのであった。

(27) 一九一八年八月一四日付後藤外相宛珍田捨巳駐英大使電報『日外』七一・上、二三四頁。

(28) 『米国の復帰条件』(『東京日日新聞』一九一八年八月二日付)。

(29) 実業(工業)借款(industrial loan)と行政借款(administrative loan)は、国際借款団が中国政府と借款契約を締結する際に使われた用語である。実業借款は、鉄道敷設や各地の産業開発が、行政借款は主に中央や各省の財政の補填が目的とされた。これに対し、経済借款や政治借款は、そうした実業借款や行政借款が中国情勢や中国をめぐる国際環境のなかでどのような役割を果たすのかという点から定義された言葉である(前掲久保田裕次『対中借款の政治経済史』終章)。ある国が経済借款と主張しても、別の国から見ると、自国の権益を脅かす借款、もしくは中国への内政干渉に該当するような借款は政治借款と呼ばれることがあった。ただし、例えば、国際借款団による実業借款の事業範囲化を論じる際に、実業借款の代わりに経済借款という言葉が用いられるなど、外交交渉や新聞では、以上のような定義が曖昧なまま使用されることも多かった。

(30) 一九一六年頃、林権助駐華公使や小田切万寿之助正金銀行取締役などは、相互に動機が異なるものの、すでにアメリカの「復帰」に積極的であった(前掲久保田裕次『第一次世界大戦期の対華国際借款団をめぐる日英関係』)。

(31) 『米国の借款団加入其極東政策の一貫』(『報知新聞』一九一八年七月二六日付)。

(32) 『米国の対支経営』(『大阪毎日新聞』一九一八年八月四日付)。

(33) 『米国の借款団復帰』(『東京朝日新聞』一九一八年八月八日付)。この論説は、「外務省記録」17133「対支新借款団関係」第一巻(B04010857800)に収録されている。

(34) 一九一八年八月二五日の関西新聞記者大会に関する記事が原因で、『大阪朝日新聞』は新聞紙法違反で起訴された。その結果、一〇月に編集局長の鳥居素川が責任をとって退社した。西村天因が事実上の局長、本多雪堂が主筆代理となり、緒方竹虎が論説班に入った(本多助太郎編『朝日新聞七十年小史』朝日新聞社、一九四九年、一五二―一五三頁)。

(35) 『日外』七一・下、九四六頁。この決定について、三谷太一郎は、「内政不干渉による南北の自主的統一の促進と関係列国との協調とを対中国外交の基調とする立場を明らかにした」と述べている(前掲同『増補 日本政党政治の形成』三三六頁)。

(36) ただし、原内閣は、満蒙権益に関わる借款契約の締結を引き続き模索していた(前掲久保田裕次「原敬内閣成立期の対中国外交と新四国借款団」)。

- (37) ちなみに、「大阪毎日新聞」や「東京日日新聞」では、この決定そのものに関する論説は見当たらず、宣言の事実関係の報道が中心となっている（『大阪毎日新聞』一九一八年一〇月三十一日付、『東京日日新聞』一九一八年一〇月三十一日付・十一月二日付）。
- (38) 「借款打切は非」（『報知新聞』一九一八年一月一日付夕刊）。「借款差控声明」（『報知新聞』一九一八年二月五日付夕刊）でも同様の主張がなされている。さらに、「支那の新借款」（『報知新聞』一九一九年四月一日付夕刊）では、「其可なるものは、ドシドシ支那の希望に応ずべし」とまで述べられている。
- (39) 「対支借款停止風説の当否」（『報知新聞』一九一八年一月八日付）。
- (40) 「米の対支活躍」（『国民新聞』一九一九年二月二日付）。「大阪朝日新聞」は、「米国の対支経済政策につき大活動を開始すべし」と頗る注目を惹き居れり」とし（『大阪朝日新聞』一九一九年二月二日付夕刊）、「報知新聞」は、「アボットの活躍」という見出しで報じた（『報知新聞』一九一九年三月三日付）。
- (41) 「東京朝日新聞」一九一九年二月二五日付夕刊、「東京毎日新聞」一九一九年二月二六日付、「東京毎夕新聞」一九一九年二月二六日付などが「外務省記録」17123「対支新借款団關係」第一卷（BO4010858100）に収録されている。
- (42) 「新借款団組織が 米国の企図に日本に影響甚大」（『報知新聞』一九一九年四月六日付）。
- (43) アボットの訪日については、前掲久保田裕次「原敬内閣成立期の対中国外交と新四国借款団」を参照されたい。
- (44) 「報知新聞」は、バリ銀行団会議に至るまでの日英両国の意志疎通の不足を批判的に取り上げた（「新借款団に対する是非（上）」『報知新聞』一九一九年六月一日付）。
- (45) バリでの銀行団会議については、前掲中谷直司「強いアメリカと弱いアメリカの狭間で」第四章、前掲久保田裕次「原敬内閣成立期の対中国外交と新四国借款団」を参照されたい。
- (46) 「大阪毎日新聞」は、「東京電話」として、満蒙除外の必要性に関する記事（一九一九年五月二八日付）に加え、小川平吉「我特殊地位を確保せよ」（一九一九年五月二九日付）も掲載した。これに対し、「東京日日新聞」は、五月二七日付に小川平吉「対支借款問題」を掲載し、五月三〇日付に「帝国加入条件」として政府の満蒙除外方針を報じた。
- (47) 「時事新報」は、「満蒙方面に於ける我既得の権利と抵触せしめざるの件に関して既に米國との了解を経たりとの報道果して事実なるに於ては我國民の聊か安心す可き点と云ふ可きのみ」と報じた（「対支新財団」『時事新報』一九一九年五月二六日付）。
- (48) 「対支新借款団と日本」（『大阪朝日新聞』一九一九年五月二八日付）。

- (49) 「新借款団と日本」〔東京朝日新聞〕一九一九年五月二〇日付)。
 (50) 「三度新借款団に就て」〔東京朝日新聞〕一九一九年六月八日付)。
 (51) 「新借款団と日本及び列国」一〇四〔東京朝日新聞〕一九一九年五月二八日〜三一日付)。
 (52) 「新借款団と日本及び列国」四〔東京朝日新聞〕一九一九年五月三一日付)。
 (53) 「新借款団と鉄道統一案」〔大阪毎日新聞〕一九一九年五月三〇日付)。
 (54) 中国側での反対運動については、明石岩雄「新四国借款団に関する一考察」〔日本史研究〕二〇三、一九七九年)を参照されたい。
 (55) 「支那の二大急務」〔東京日日新聞〕一九一九年五月二一日付)。この記事は同日付の『大阪毎日新聞』にも掲載されている。
 (56) 「対支銀団発達史」一〇五〔東京日日新聞〕一九一九年五月三〇日〜六月三日付)。
 (57) 「対支銀団発達史」五〔東京日日新聞〕一九一九年六月三日付)。
 (58) 「対支借款協議 高橋蔵相演説」〔東京朝日新聞〕一九一九年五月二五日付)。
 (59) 国内における銀行団の組織については、前掲久保田裕次「原敬内閣成立期の対中国外交と新四国借款団」を参照されたい。
 (60) 「新団由来 高橋蔵相演説」〔東京日日新聞〕一九一九年五月二五日付)。高橋の演説に関する記事は、『中外商業新報』一九一九年六月三日付に掲載されており、「外務省記録」17123「対支新借款団関係」第七巻(B04010861500)に収録されている。
 (61) 「蔵相の対借款問題演説」〔大阪毎日新聞〕一九一九年五月二五日付)。「東京日日新聞」同日付にも同内容の社説がある。
 (62) 高橋の説明そのものに関する史料は発見できていない。
 (63) 「新財団と民論」〔時事新報〕一九一九年六月九日付)。
 (64) 「経済借款と我邦実業家」〔報知新聞〕一九一九年六月八日付)。
 (65) 一九一九年五月二九日の臨時外交調査委員会では、新借款団の事業範囲からの除外を目指す権益、利権が議論されており、原首相は、除外の範囲を「山東ニマデ之ヲ及ホシ果シテ貫徹シ得ヘキ乎ハ姑ク別問題」と述べていた(小林龍夫編『翠雨莊日記』原書房、一九六六年、五二四頁)。日本政府は、山東権益の優先権の放棄を「中国本土」にある英仏の勢力範囲の開放に結びつけようとしていた(白井勝美『日本と中国』原書房、一九七二年、一六四頁)。

- (66) 外務省における列挙主義の形成と展開については、前掲中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』第四・第五章、熊本史雄「大戦間期外務省の情報管理と意思決定」(『日本史研究』六五三、二〇一七年)などが詳しい。
- (67) 「米国借款態度」(『東京朝日新聞』一九一九年七月四日付)。これは「外務省記録」1.7.1.23「対支新借款団関係」第三卷(B04010853300)に収録されている。
- (68) アメリカと中国との間では、一九一六年一月にシカゴ銀行借款の契約がすでに締結されていた。また、一九一九年一月には、太平洋開發会社借款が結ばれることになる。
- (69) 「我態度如何 借款団加入問題」(『東京朝日新聞』一九一九年八月二日付)。
- (70) 「日外」八一・上、三三二～三三三頁。
- (71) 「新借款団の利害」(『大阪朝日新聞』一九一九年八月二六日付)。
- (72) 「新借款団と支那」(『大阪毎日新聞』一九一九年九月四日付、『東京日日新聞』一九一九年九月四日付)。
- (73) 「支那の借款と統一」(『大阪毎日新聞』一九一九年九月一六日付)。
- (74) 「借款団と我国 滿蒙除外の意義」(『東京日日新聞』一九一九年八月二〇日付)。
- (75) 五〇〇万ポンド借款については、馬場明『日露戦後の日中関係』(原書房、一九九三年)第四章、前掲塚本英樹『日本外交と対中国借款問題』第六章を参照されたい。
- (76) 「滿蒙の権利と新借款団(下)」(『報知新聞』一九一九年八月一六日付)。
- (77) 「日外」八一・上、三七二～三七五頁。
- (78) 「中外商業新報」一九一九年一月一八日付。この論説は、「外務省記録」1.7.1.23「対支新借款団関係」第五卷(B04010860300)に収録されている。
- (79) 「滿蒙除外行話る」(『大阪朝日新聞』一九一九年二月六日付)。
- (80) 「応急借款纏る(支那政客自覚せよ)」(『東京朝日新聞』一九二〇年一月一九日付)。
- (81) 「応急約款に対する当局の用意」(『報知新聞』一九一九年二月二五日付)。
- (82) 日本の滿蒙除外をめぐる国際関係については、三谷太一郎『ウォール・ストリートと極東』(東京大学出版会、二〇〇九年)第四章、前掲中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』第四・第五章などを参照されたい。

- (83) とはいえ、イギリスの理解は「滿蒙」ではなく、「滿洲」に限定されていた。
- (84) 新借款団の結成の場合、①政治借款だけではなく、広く実業借款も含むこと、②各国の「勢力範囲」に関する利権が新借款団の対象となる可能性があることなどの理由から、参加銀行団に対する政府の支持がそれまで以上に重要となった。
- (85) 日中歴訪前、ラモントは、英仏の銀行団を代表して日中を訪問することが認められていた。
- (86) ラモントの訪中に関しては、Ron Chernow, *The House of Morgan* (New York: Grove Press, 1990), Edward M. Lamont, *The Ambassador from Wall Street* (Maryland: Madison Books, 1994) 前掲中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』二二九～二五〇頁などを参照された。
- (87) 『日外』九二・上、二九九～三〇〇頁。
- (88) 「対支借款団」(『東京日日新聞』一九二〇年四月七日付)。
- (89) 「新借款団の前途」(『報知新聞』一九二〇年五月二一日付)。
- (90) 「滿蒙除外撤回の意義」(『大阪朝日新聞』一九二〇年九月二一日付)。
- (91) 前掲中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカとの狭間で』。
- (92) 「米支借款説と新借款団」(『報知新聞』一九二〇年九月七日付)。
- (93) 前掲加藤陽子『満州事変から日中戦争へ』五〇頁。
- (94) 関静雄「日本外交の基軸と展開」(ミネルヴァ書房、一九九〇年)、前掲三谷太郎『増補 日本政党政治の形成』、前掲久保田裕次「原敬内閣成立期の対中国外交と新四国借款団」。
- (95) 有山輝雄は、「大正中期の新聞界において、「国民新聞」と「大阪朝日新聞」の言論が対照的であるが、それぞれ最も明確な方向をしめしていたと言えよう。「国民新聞」は「皇室中心主義」であったのに対し、「大阪朝日新聞」は「民本主義」を標榜していた。(中略)多くの新聞は、「大阪朝日新聞」ほど明晰に立論することはできなかったが、時代の大勢として新しい思想である民本主義に順応しようとするものでは、「大阪朝日新聞」寄りに位置していたと言えるだろう」(前掲有山輝雄『徳富蘇峰と国民新聞』二一〇頁)と述べている。新借款団をめぐる論調でも、『大阪朝日新聞』は新しい思想である「新外交」寄りといえるが、他の新聞、特に『大阪毎日新聞』・『東京日日新聞』がそれと異なっていたことは、これまでに見てきた通りである。
- (96) 岡義武は、日本の支配者層の関心が「国民的利益」にあった一方、知識人のなかには、「世界政治を規律すべき新しい秩序の問

題に強い関心がもたれ」た述べている（前掲岡義武「パリ平和会議におけるアメリカ外交とわが国世論」）。

(97) 原奎一郎編『原敬日記』第五卷（福村出版、一九六五年）二三三六頁、一九二〇年五月四日条。

(98) 前掲『パリ講和会議と日本のマスメディア』三三三頁。

(99) 外務省内において、滿蒙の開放と「中国本土」での経済利権の獲得の両立が図られていたことについては、前掲中谷直司「強いアメリカと弱いアメリカの狭間で」第四・第五章、前掲熊本史雄「大戦間期外務省の情報管理と意思決定」（『日本史研究』六五三、二〇一七年）。

〔付記〕 本稿は、JSPS 科研費 18K12500 の成果の一部である。